

資料5

特定労務管理対象機関（特例水準）の指定について

令和5年12月19日
令和5年度第3回医療対策協議会
神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ

◆報告事項 1 医療審議会（第1回）の開催結果について

医療審議会（第1回）の開催結果について

◆ **開催日時：10月20日（金）18：30～20：30**

◆ **結 果**

(1) 公立大学法人横浜市立大学附属病院を特定労務管理対象機関として指定することについて審議したところ、承認することが適当との結論に達した。

(2) 令和5年10月31日までに申請された特定労務対象医療機関（特例水準）の指定について審議するために令和5年12月下旬から令和6年1月上旬に医療審議会を書面会議で開催することについて意見を求めたところ、承認することが適当との結論に達した。

(参考)指定結果の公示について

- ◆ 「改正医療法」及び「医師の労働時間短縮等に関する指針」により、都道府県知事は指定結果について、評価センターの評価結果と併せて公表する必要がある。
- ◆ 一方で、指定の公示時期は法令等で定めがなく、評価センターの評価結果は1年以内に公表が必要とされているところ、**先行して公表された医療機関に対して問い合わせが集中する恐れがあるなど、当該医療機関への影響を鑑み、令和5年度末（令和6年3月）に他の指定医療機関と同時に公表する。**

【改正医療法抜粋】

第百十三条 第六項

都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

医師の労働時間短縮等に関する指針（令和4年1月19日 厚生労働省告示第七号）

(2) 都道府県に求められる国民の適切な医療のかかり方につながるような評価結果の公表に関する事項
都道府県は、各医療機関の労働時間短縮に向けた取組状況等について、改正法第2条の規定による改正後の医療法第107条第1項に規定する医療機関勤務環境評価センターが行った評価の結果を公表するに当たっては、国民の適切な医療のかかり方につながるよう、当該医療機関勤務環境評価センターの所見とともに、地域における医療提供体制の全体像や各医療機関の役割等を公表し、より多面的な視点での情報公開を行うこと。

◆ 報告事項 2

特定労務管理提供機関の申請状況について

都道府県別の評価センターの受審状況

評価センター受審申込 受付状況

令和5年12月4日現在

都道府県名	申込件数	都道府県名	申込件数
北海道	23	滋賀県	7
青森県	6	京都府	13
岩手県	5	大阪府	35
宮城県	11	兵庫県	22
秋田県	2	奈良県	4
山形県	3	和歌山県	2
福島県	10	鳥取県	3
茨城県	4	島根県	2
栃木県	8	岡山県	5
群馬県	4	広島県	10
埼玉県	25	山口県	3
千葉県	28	徳島県	3
東京都	51	香川県	2
神奈川県	34	愛媛県	2
新潟県	4	高知県	5
富山県	2	福岡県	28
石川県	3	佐賀県	3
福井県	2	長崎県	2
山梨県	2	熊本県	3
長野県	8	大分県	4
岐阜県	14	宮崎県	3
静岡県	16	鹿児島県	7
愛知県	27	沖縄県	14
三重県	6		
合計	480		

※受審申込医療機関に関する個別のお問い合わせはご連絡くださいますようお願いいたします。

■ 評価センターの受審状況（12/4現在）

- ・ 評価センター受審申込件数は、全国で480件

- ・ 県内医療機関の受審申込件数は34件

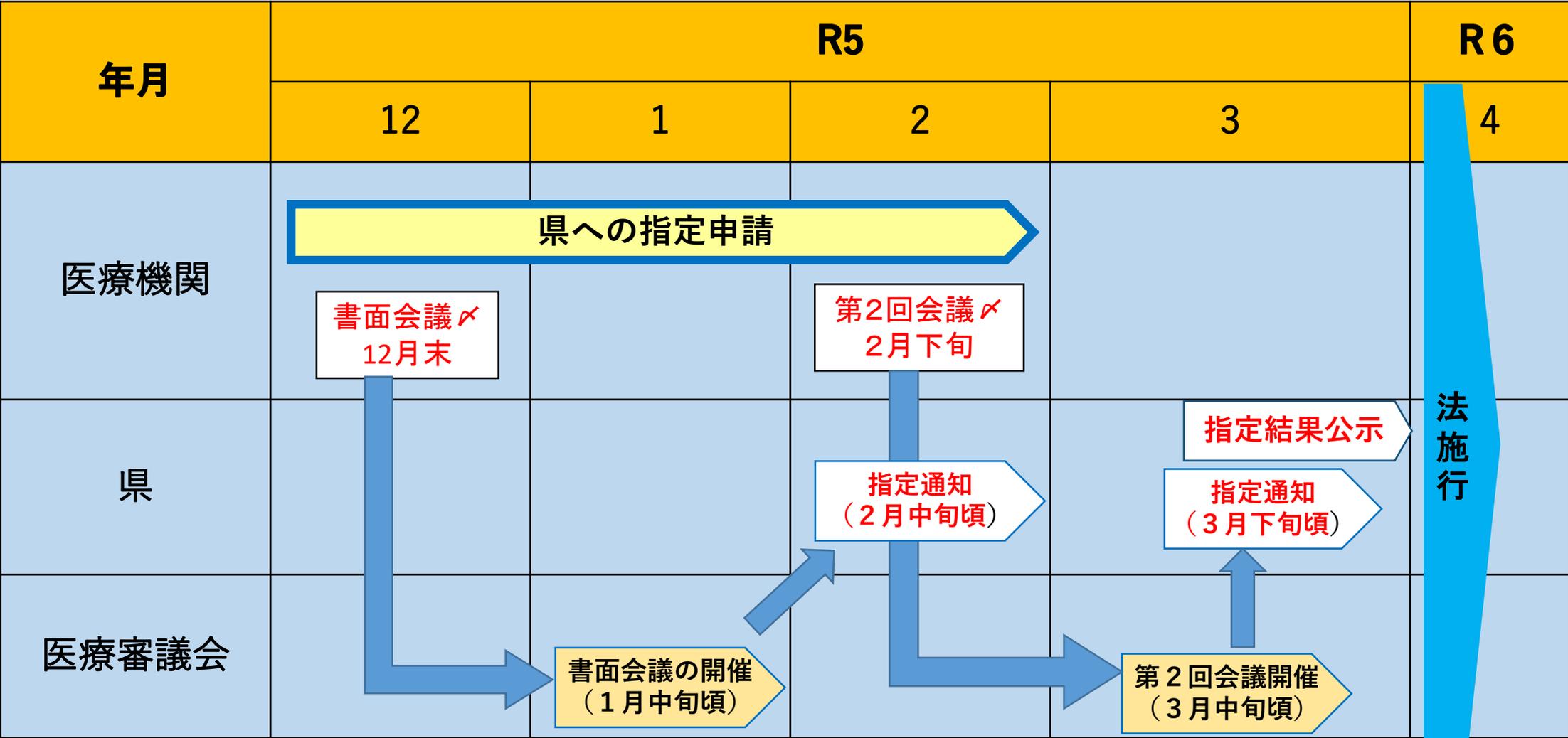
⇒特例水準の申請予定医療機関は35件（今後増減の可能性あり）

（11月webフォームアンケート結果（11/14~~日~~）より）

■ 県への申請状況（12/15現在）

- ・ 申請：10件（指定済医療機関を含む）

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール①



※現時点における予定のため、今後変更される可能性があります。

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール②

	日程	内容
第1回	9月8日	医療対策協議会へ報告
	10月20日	医療審議会へ意見聴取
	11月16日	特例水準の指定(1回目)

→ 指定済 (1機関)

	日程	内容
第2回	12月19日	医療対策協議会へ報告
	1月上旬	医療審議会へ意見聴取
	2月中旬頃	特例水準の指定(2回目)

→ 10数機関

	日程	内容
第3回	3月上旬	医療対策協議会へ報告
	3月中旬	医療審議会へ意見聴取
	3月下旬	特例水準の指定(2回目)

→ 20数機関

↓ 指定結果の公示 (3月下旬)

◆報告事項 3

特定労務管理提供機関の申請内容について

特定労務管理対象医療機関（申請者）一覧

医療機関名 (順番は県への申請順)		申請水準				評価センター 結果	各水準要件	共通要件
		B水準	連携B 水準	C-1 水準	C-2 水準			
1	医療法人徳洲会湘南厚木病院	○		○		適	○	○
2	公立大学法人 横浜市立大学附属市民総合医療センター	○				適	○	○
3	日本医科大学武蔵小杉病院	○	○	○		適	○	○
4	北里大学病院	○	○	○	○	適	○	○
5	藤沢市民病院	○				適	○	○
6	横浜市立みなと赤十字病院	○				適	○	○
7	川崎市立川崎病院	○		○		適	○	○
8	昭和大学横浜市北部病院		○			適	○	○
9	厚木市立病院	○				適	○	○
10	昭和大学藤が丘病院		○			適	○	○
11	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院		○			適	○	○
12	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	○				適	○	○

湘南厚木病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
医療法人徳洲会 湘南厚木病院	黒木 則光	・高度急性期 ・急性期 ・回復期	9.0	2,327	①特定地域医療提供医療機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。

労働時間の短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

理由

- ・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。
- ・全88項目のうち、2項目(No79、82)が「改善していない」の評価であった。

湘南厚木病院の要件達成状況（C-1水準）

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院の初期臨床研修医に対する教育プログラムでは、総合的臨床能力などの向上を目的に、十分な臨床経験が必要であり、また、勉強会・カンファレンス等の時間を確保し集中的に教育する必要があることから、長時間労働が必要です。

今後、教育プログラムの効率化や改善を行い、労働時間の短縮や労働環境の整備を進めていくが、段階的に改善することから、その間の猶予が必要となるために、C-1水準の指定が必要となります。

教育プログラムの改善により、効率的に総合臨床などの能力を得られるようにすることで、安定して初期臨床研修医の確保を行うことが可能となることから、影響はないと考えている。

当院が必要とする初期臨床研修医の数が確保できることで、引き続き同水準の医療提供体制も確保が可能となります。

武蔵小杉病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
日本医科大学武蔵小杉病院	谷合 信彦	急性期	31.57	5,426	①特定地域医療提供医療機関(B水準)	救急医療
					②連携型特定地域医療提供医療機関(連記B水準)	医師派遣
					③-1 技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医
						専攻医
					④特定高度技能研修医療機関(C-2水準)	

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。

備考

- ・全体評価の体系では上から1番目の「○」の評価。
- ・全88項目のうち、2項目(No81)が「改善していない」の評価であった。

武蔵小杉病院の要件達成状況（C-1水準）

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院の初期研修医及び専攻医は、将来臨床の最前線で活躍してもらうために、治療判断の基盤となる経験を十分に培うことを求めており、また単なる診療技術だけではなく、患者との関わり方を学ぶことや、チーム医療を体得することも求められます。そうした経験を培うことや、幅広い技術を学ぶためには、相応の時間を要し、プログラム上やむを得ず長時間労働が必要となるため、C-1水準を申請しました。

なお、長時間労働となる一方、長時間労働者には研修管理委員会等が介入し、確認を行い、研修・指導体制並びに労働環境の整備に最大限配慮することで人材確保の継続性を保ち、地域の医療提供体制に影響が出ないよう図っていきます。

北里大学病院の申請内容

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
北里大学病院	高相 晶士	<ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期 ・急性期 ・慢性期 	70	5,300	①特定地域医療提供医療機関(B水準)	救急医療
					②連携型特定地域医療提供医療機関(連記B水準)	医師派遣
					③技術向上集中研修機関(C-1水準)	初期臨床 研修医
					④特定高度技能研修医療機関(C-2水準)	専攻医

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

医師の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組が見込まれる。

労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。

備考

- ・全体評価の体系では上から2番目の「○」の評価。
- ・全88項目のうち、2項目(No79~82)が「改善していない」の評価であった。

北里大学病院の要件達成状況（C-1水準）

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

当院は特定機能病院として、高度で先進的かつ質の高い医療を提供すると同時に、広大な相模原医療圏における基幹病院として、近隣の医療機関と連携し地域医療の中心的役割を担っている。これにより患者数、症例数が非常に豊富である事に加え、基幹型臨床研修病院としての充実した施設・設備（臨床研修医・専攻医専用居室、ワークステーション、スキルスラボ等）が整備されている。また、208名の資格を持つ臨床研修指導医（2023年8月現在）、「屋根瓦方式」による手厚い指導、自己研鑽プログラム等により、臨床研修医、専攻医が充実した研修を受けうるうえで最適な環境を提供している。このように充実した研修環境の提供が可能であるため、毎年多くの臨床研修医・専攻医より入職の希望がある。学べることも多いことから、最大限の臨床研修にはやむを得ず長時間労働を伴う場合があるが、そういった環境で研修を積んだ多くの医師が、その成果を当院のみならず地域医療機関においても発揮している。したがって、当院がC-1水準の指定を受けることが地域における臨床研修医や専攻医等の確保及び地域医療提供体制へ影響を及ぼさないとと言える。

川崎市立川崎病院の情報

医療機関名	病院長名	病床機能報告	新入院患者数 (1日平均)	救急搬送件数 (前年度実績)	都道府県に指定申請する種別	
川崎市立 川崎病院	野崎 博之	<ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期 ・急性期 	40.4	8,598	①特定地域医療提供医療機関(B水準)	救急医療
					②技術向上集中研修機関(C-1水準)	専攻医
					③特定高度技能研修医療機関(C-2水準)	

全体評価

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

指摘事項・助言等

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。

それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、タスク・シフト/シェアの取組がなされているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取り組むことが必要である。

労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

備考

- ・全体評価の体系では上から3番目の「○」の評価。
- ・全88項目のうち、1項目(No79)が「改善していない」の評価であった。

川崎病院の要件達成状況（C-1水準）

◆ やむを得ず長時間労働が必要な理由

- ①当該診療科（内科・小児科・外科・整形外科・産婦人科）の専門研修プログラムで、カンファレンス等を就業時間内に行うなどにより研修の効率化を図った上でも、研修計画に沿って一定期間集中的に数多くの診察を行い、様々な症例を経験することが医師としての技能や能力の習得に必要不可欠であるため、長時間の時間外労働が必要となる。
- ②過去3年のプログラムの充足率は10%であり、当該プログラム内容で専攻医を募集しても、専攻医の確保へ与える影響はない。

◆報告事項 4

その他の報告事項について

普及啓発取組 1 基本的な情報の周知

12月1日に厚生労働省が医師働き方改革特設サイトを開設しました。

<https://iryou-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

[医師の働き方改革].jp 「医師の働き方改革」について情報を発信していく厚生労働省の公式ウェブサイトです。



「医師の働き方改革」、スタート。
医師の長時間労働改善に向けた取組にご協力下さい。

2024年4月より、勤務医の残業時間に上限が設けられます。
みなさまのご理解、ご協力をお願いいたします。

普及啓発取組 1 基本的な情報の周知



患者さんやご家族のみなさまにご理解、ご協力していただきたいこと

診療時間内の受診

日頃から決められた診療時間内での受診にご協力ください。
特に、病状、検査、手術の説明を受けるといった場合は一層のご協力をお願いします。

“いつもの先生”以外の対応

タスク・シフト/シェア

疾患の説明や検査など、医師が担っていた業務の一部を他の医療スタッフに任せたり分担することがありますのでご理解をお願いします。

複数主治医制

患者さんの治療を行う医師がチームを組み、1人の患者さんに複数の主治医が対応することがありますのでご理解をお願いします。

詳しくはWEBをご覧ください。



医療機関からのお知らせ

ポスター



医療機関からのお知らせ

リーフレット



パンフレット

国の普及啓発について

- 国からはポスター（B2・A3）、パンフレット、リーフレットを **12月～1月発送開始予定** とのこと。
- 各病院への配送について厚生労働省から直送予定
- 国のポータルサイトからポスター等のデータのダウンロードも可能、必要に応じてダウンロードをお願いいたします。
- 働き方改革に関する動画も公開中。

労務管理者向けセミナーの開催について

◆内容：医師の時間外労働の上限規制が迫る中で、令和6年4月までに労務管理面で医療機関として最低限抑えておくべきポイントを解説します！

⇒ 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）による個別相談会も実施します

◆日時：令和6年1月31日（水）13：30～17：00

◆開催方式：ハイブリット開催（会場＋オンライン）

- ・会場：かながわ県民センターホール（横浜市神奈川区鶴町2-24-2）
- ・オンライン：Zoomウェビナー

説明は以上となります。